

社会福祉法人プレマ会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人プレマ会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、理事、監事（以下「役員」という）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給する。

- 1 役員が理事会に出席した時、評議員が評議員会に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたる場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 5 役員の報酬について、各年度の支給総額が100万円を超えない範囲とする。

(出張旅費)

第3条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、経済的な通常の経路及び方法により算出された旅費の実費相当額、報酬及び旅費・宿泊費を別表3により支給することができる。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第4条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬を支払うことができる。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は、平成29年6月13日より施行する。

この規程は、令和4年12月10日より施行する。

この規程は、令和8年3月25日より施行する。

別表 1（第 2 条 1）

理事会出席報酬	10,000 円
評議員会出席報酬	10,000 円

別表 2（第 2 条 2,3）

	変更前	変更後
理事が、法人及び事業の運営にあたる場合	6,000 円	10,000 円
評議員が、法人及び事業の運営に当たる場合	6,000 円	10,000 円
監事が、法人及び事業の運営を指導または監査の業務に当たる場合	10,000 円	

別表 3（第 3 条）

名称	報酬	旅費・宿泊費
報酬・旅費・宿泊費	日額 6,000 円	旅費 実費相当額 宿泊費(1泊 20,000 円)

別表 4（第 4 条）

名称	報酬
理事長出席要請者	10,000 円

